

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坂戸停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>坂戸市日の出町二三八番八地先 から同市日の出町二〇三番六地先 で</p>		区 間
<p>九・八六〇 一八・六五</p>	<p>九・八六〇 九・九〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一〇〇・〇〇</p>		延 長 (メートル)
<p>電線地中化事業による</p>		備 考